

「区長公募論文問題」についての本市の認識及び再発防止策

大阪市の区長公募に際し、公募論文の中に同和地区を明記するとともに、論証なく暗いイメージと結びつけるなど、差別を助長する不適切な表現があったにもかかわらず、それを本市ホームページにそのまま掲載したという事案が「区長公募論文問題」であります。

その経緯については、「区長公募論文問題」経緯報告に詳細に記載し、当稿と同時に公表いたしますが、これまで同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決を市政の重要な課題として取り組んできた本市が、このような事案を発生させたことは、市民の信頼を著しく損ね、同和問題に対する誤解、偏見を招きかねない深刻な事態であると言わざるを得ません。

市民の信頼を回復し、あらためて人権尊重の視点に立った行政を推進するために、外部の有識者を招へいした検証会議を開催し、調査、検証を行い、今後、このような問題を二度と起こさないよう再発防止策を策定いたしました。

ここに、本市の認識をまとめ、謝罪するとともに、再発防止策についてご説明いたします。

1 同和問題に対する取組みについて

- ・ 本市では、同和問題は人間の自由と平等に関する問題であり、憲法により保障された基本的人権に関わる重要な問題と受け止め、その解決を市政の重要な課題として位置付けて取組みを進めてきました。
- ・ その取組みは、昭和27年度に「地区改善施設整備費」を予算計上して同和事業を開始したことに始まりますが、その後、昭和40年の国の同和対策審議会の答申や本市同和対策審議会による「大阪市同和地区の長期計画樹立のための基本構想について」の答申（昭和43年）を受けて、さらには昭和44年に施行された「同和対策事業特別措置法」に基づき、平成14年3月末の「地対財特法」の失効までの30年余りの間、同和地区の生活環境の改善や地域住民の自立促進、人権意識の普及啓発など、総合的な同和対策事業を実施してきました。
- ・ その結果、かつての生活環境の劣悪さが差別意識をさらに助長するような状況は基本的に解消され、同和問題は解決に向けて大きく進みました。
- ・ 今回の論文で明示された地域におきましても、住宅建設や道路・上下水道の整備、公共施設の整備などの生活環境の改善を進めるとともに、産業の振興など経済生活向上のための施策、医療施策や老人や障がい者などの福祉施策、保育・教育施策などの事業を推進した結果、生活環境は著しく改善されました。
- ・ しかしながら、今日においても戸籍謄本等の不正入手・身元調査事件や土地差別調査事件が発覚しており、インターネット上での、同和地区や同和地区住民に対する偏見や差別を煽る書き込みが後を絶たないなど、悪質な人権侵害事象が発生しています。また、市民の同和問題に対する理解は進んできてはいるものの、住居を選ぶ際や結婚の際に同和地区に

対する忌避意識が根強く残るなど、同和問題は今日なお解決したとは言えない状況にあり、取り組むべき課題は残されていると認識しています。

- ・平成13年度末の「地対財特法」期限後は、本市同和対策推進協議会の「意見具申」（平成13年）を踏まえ、同和地区及び同和地区住民に限定した特別措置としての同和対策事業は終了し、残された課題の解決に向けて一般施策を活用して取り組んでいます。
- ・今後は、同和問題の解決に向けて、今日的な同和問題の実状を把握し、人権侵害事象などに表れる差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の推進、人権侵害の救済など、実効性のある施策の推進が求められています。

2 「区長公募論文」に対する基本的な認識について

- ・田畑氏の公募論文において、同和地区名を明記していること、また、客観的な裏づけもなく、当該地域を区の「安全性に関するネガティブなイメージ」の遠因であるとしたり、「同和地区と呼ばれている地域に付随している“暗いイメージ”」としていることなどは、同和地区に対する差別意識や忌避意識が根強く存在する中で、同和問題に対する誤った理解を増幅させ、同和地区への差別を助長する不適切な表現であると認識しています。
- ・今回の事案には、人権にかかわる重大な問題点があるにもかかわらず、また、選考委員からもこの公募論文の問題点やその取扱いについて指摘があったにもかかわらず、適切な対応を行わずにそのまま本市ホームページに公表し、その後市民の指摘を受けるまで掲載し続けたことは、あってはならない重大な誤りであり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。
- ・これまで同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決を市政の重要な課題として取り組み、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしてきた本市において、このような重大な事態を招いたことは、市民の信頼を著しく損ねる深刻な事態であると考えており、地域の方々を傷つけることになったことに対し、深くお詫び申し上げます。
- ・こうした事態に到った背景には、外部有識者の方々の指摘にもありますとおり、本市職員の人権意識のあり方が問われるとともに、「大阪市ホームページガイドライン」等に基づく情報発信の基本的なチェック体制が機能していなかったと言わざるを得ません。

3 職員の人権意識について

- ・本市においては、平成21年2月「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定し、人権尊重の視点からの行政運営（人権行政）を市民と協働して進めています。特に、職員一人ひとりが職務を問わず、人権行政の担い手であることを認識し、すべての職員が人権尊重の視点から業務を遂行することができるよう研修を行い、また、全局、室、区の取り組みを人権の視点に立って進めるよう、実行プログラムを作成し、進捗管理を行ってきたところであります。
- ・しかしながら、今回の事案は、きわめて短時間に膨大な資料を処理する必要があるといっ

た事務の繁忙に取り紛れて、ことの重大性にもかかわらず、適切な対応を取らなかったものであり、最優先されるべき人権を守る、差別をなくすという基本的認識がおろそかになっていたことを表しています。

- ・ 同和地区に対する差別意識や忌避意識が根強く存在する中で、同和問題に対する誤った理解を増幅させ、同和地区への差別を助長する不適切な表現をそのままホームページに公表した事実は、職員の人権意識が欠如していたと言わざるを得ません。

4 チェック体制について

- ・ 選考時におけるチェック体制については、面接官から論文の問題点やその取扱いについて指摘を受けたにもかかわらず、その情報を共有する仕組みができておらず、差別を助長する表現が記載されているとの情報共有、チェックがなされていませんでした。
- ・ 本市ホームページに掲載する際のチェック体制、ホームページコンテンツの公開承認に関する手続きは、「大阪市ホームページガイドライン」及び「大阪市ホームページ運用管理システムにおける運用管理の手引き」で規定されています。その中で、他人を誹謗・中傷したり差別につながる内容は掲載内容の禁止事項として記載されており、コンテンツ内容については、作成担当課の課長による中間承認、所属の広報担当課長の最終承認を得たうえで、本市ホームページ上に公開することとなっています。
- ・ しかしながら、本事案においては、本来なされなければならない、前述の「大阪市ホームページガイドライン」等に規定されている所定のチェックがなされず、同和地区への差別を助長する不適切な表現が、そのまま本市ホームページに公表されてしまいました。

5 再発防止策について

(1) 研修

- ・ 全公募区長に対して、就任前の平成24年7月9日及び25日に、同和問題をはじめとした人権の取組みについて、その重要性も含めて説明をおこないました。
- ・ 公募事務の担当者はもとより、人事室及び総務局全員に対する同和問題に関する人権研修を平成24年7月25日より実施しました。
- ・ 平成25年度の人権研修については、「人権の視点からの情報発信の手引き」（平成25年3月作成）を活用し、全所属において研修を行います。

(2) チェック体制の強化、注意喚起、周知

- ・ 区長公募以降の公募選考の際には、不適切な表現がないか等についても審査項目の一つとし、評価表に、不適切な表現等の有無や、その内容について記載するなどの特記事項欄を設ける等の改善を図ったほか、評定点数のみならず、不適切な表現等の有無についても、

選考委員、担当職員相互で情報を共有し、ホームページ掲載前の確認などチェック体制を強化しました。

- ・ 平成24年10月19日付で、政策企画室長から各所属長あてに、「オープン市役所（究極の情報公開）」本市ホームページにおける掲載資料の確認及び掲載する際の注意事項について通知を行い、個人情報や人権を侵害する情報を含んだ内容を誤って発信することによる影響は計り知れないことを意識する必要があること、再確認すること等の注意喚起を行いました。
- ・ 平成24年10月24日付で、ホームページ統括管理責任者（政策企画室市民情報部長）から各所属ホームページ運用管理責任者（各所属広報担当課長）あてに、ホームページコンテンツの公開承認に関する手続きの徹底について依頼し、承認手続きの厳格化について周知しました。

(3) 「情報発信ガイドライン」の改訂及び「人権の視点からの情報発信の手引き」の作成

- ・ 表現の自由が尊重される民間メディアにおいても、個人情報やセンシティブ情報等の取り扱いについては、十分な配慮が必要ですが、行政が情報を発信する際には、中立性、公平性に加え、特に、人権の視点からのチェック、配慮が必要であります。
- ・ 一方で、情報公開、広報の観点からは、正確で適切な情報をわかりやすくスピーディーに、情報が得にくい市民にも伝わるよう工夫するとともに、市民の市政への参加・参画を促進し理解と信頼を確保するため、情報をガラス張りにする必要があります。
- ・ 平成24年11月21日付で、「情報発信ガイドライン」を改訂し、人権尊重や個人情報保護についての項を追加するとともに、「オープン市役所（究極の情報公開）」の取組みに関して、チェックポイントを明記しました。
- ・ また、平成24年10月31日に大阪市人権行政推進本部に「人権の視点からの情報発信のあり方検討プロジェクトチーム」を設置し、人権の視点からの情報発信のチェック体制のあり方や、人権の視点からの情報発信の研修について検討を重ねました。
- ・ 平成25年3月、全庁的な検討とともに、人権問題や情報発信に精通した方々にも意見聴取し、「人権の視点からの情報発信の手引き」を作成しました。
- ・ 「人権の視点からの情報発信の手引き」は、手引きを作成した経緯、人権の視点からの情報発信、その重要性をはじめ、人権の視点からの基本的な情報発信のあり方と具体例、さまざまな人権課題の現況、情報発信のあり方と具体例のほか、簡易版チェックリストや関係資料から構成されています。
- ・ この「人権の視点からの情報発信の手引き」を活用して、すべての職員が人権課題についての理解を深め、偏見や差別を助長するような事象を二度と引き起こさないように、取り組みます。

6 結び

今日もなお、悪質な人権侵害事象が後をたたず、同和地区に対する忌避意識が根強く残るなど、同和問題が解決したとは言えない状況にある中で、人権行政を推進すべき本市がこのような深刻な事態を招いたことを深く反省し、市民の信頼回復に努めてまいります。

また、「人権問題に関する市民意識調査」結果に見られる課題やインターネット上の人権侵害事象など同和問題における現代的な課題の解決に向けて幅広く意見を求めるため、「大阪市同和問題に関する有識者会議」を開催し、課題の解消に向けて取り組んでまいります。

本市といたしましては、あらためて、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、人権尊重の視点に立った市政を推進してまいります決意であります。